



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 東邦アセチレン株式会社
代表者名 取締役社長 藤井 恒嗣
(コード番号 4093 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理部長 川上 英規
(TEL. 022-385-7692)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 81 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 株式併合の実施に伴い、現行定款第 5 条(発行可能株式総数)の変更を行うものであります。
- ② 単元株式数の変更に伴い、現行定款第 7 条(単元株式数)の変更を行うものであります。
- ③ 現行定款第 9 条(単元未満株式の売渡請求)について、わかりやすい表現に変更するものであります。
- ④ 上記①及び②の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。

なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

- ⑤ 平成 27 年 5 月 1 日施行の会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)において責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 31 条(取締役の責任免除)および第 45 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 29 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 29 日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>8,000</u> 万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。</p> <p>(単元未満株式の<u>売渡請求</u>) 第 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除) 第 45 条 ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,600</u> 万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。</p> <p>(単元未満株式の<u>買増し</u>) 第 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除) 第 45 条 ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 1 条 第 5 条 (発行可能株式総数) および第 7 条 (単元株式数) の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力が発生した日の翌日をもって、削除するものとする。</u></p>